

国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大

24件 不当金額(支出) 2億2426万円
(前年度 27件 2億1187万円)

1 交付金の概要

国民健康保険(前掲83ページ参照)の財政調整交付金は、国民健康保険法に基づき、市町村(特別区等を含む。)間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(調整対象収入額)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(調整対象需要額)に満たない市町村に対して交付されるもので、医療費等に係るもの(医療分)、後期高齢者支援金等^(注2)に係るもの(後期分)及び介護納付金^(注3)に係るもの(介護分)の合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の額は、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

特別調整交付金は、市町村の特別の事情を考慮して交付されるもので、結核性疾病及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金(結核・精神病特別交付金)等がある。

(注1) 平成30年4月に国民健康保険法が改正され、同月以降、都道府県は、当該都道府県管内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して財政調整交付金を交付することとされた。

(注2) 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

(注3) 介護納付金 介護保険法の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

2 検査の結果

10道県の24市町村において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金計2億2426万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである(上記24市町村のうち6市町については事態の態様が重複している。)

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

調整対象需要額は、本来保険料(保険税を含む。)で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。)に係る医療給付費等の合計額から療養給付費負担金、保険財政共同安定化事業交付金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、保険財政共同安定化事業交付金は、都道府県内における市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会が、市町村からの拠出金を財源とし、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において市町村が支出負担行為をした一定額以上の医療給付費等に基づき算定される額を、当年5月から翌年4月までの12期に分けて市町村に交付するものである。そして、調整対象需要額の算定に当たっては、当該交付額の1/2に相当する額(保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の1/2相当額)を国庫補助金等として控除することとなっている。

4県の8市町村は、普通調整交付金の実績報告に当たり、保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の1/2相当額を過小に算定するなどしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金計9841万円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

調整対象収入額は、医療分、後期分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付

金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額との合計額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分及び後期分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(算定基礎所得金額)に一定の方法により計算された率を乗じて算定することとなっている。そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日(毎年4月1日)現在において一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することなどとなっている。

また、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について上記と同様に算定することとなっている。

2道県の2市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、交付金計275万円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、結核・精神病特別交付金は、市町村における一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額のうち結核性疾患及び精神病に係る額(結核・精神病に係る実質保険者負担額)の占める割合(結核・精神病負担額割合)が15/100を超える場合に交付するものである。このうち、結核・精神病に係る実質保険者負担額は、傷病が結核性疾患又は精神病のみである場合の医療給付費及び結核性疾患又は精神病が主要疾患であると判定された場合の医療給付費から、年間平均一般被保険者数のうち結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数の割合により算出した額を控除するなどして算定することとなっており、結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数は、結核性疾患又は精神病の別に当該年度の前年度の1月から当該年度の12月までの間の各月末現在における結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数の合計を12で除して得た数とされている。

そして、結核・精神病特別交付金の額は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から15/100を控除して得た割合を乗じて得た額の8/10以内の額とすることとなっている。

2県の3市町は、結核・精神病特別交付金の実績報告に当たり、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。このため、交付金計3942万円が過大に交付されていた。

上記のほか、7道県の13市町は、特別調整交付金の実績報告に当たり、対象となる保険料調定総額^(注4)や一般被保険者数を誤るなどしていた。このため、特別調整交付金のうち、離職者減免特別交付金^(注5)3846万円、非自発的失業財政負担増特別交付金^(注6)1749万円、非自発的失業軽減特別交付金^(注7)1130万円、20歳未満被保険者財政負担増特別交付金^(注8)858万円、被扶養者減免特別交付金782万円、計8367万円が過大に算定されていた。

(注4) 離職者減免特別交付金 一般被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い離職したと保険者が認める者に対して条例に基づき保険料の減免を実施した場合に交付される交付金

(注5) 非自発的失業財政負担増特別交付金 保険料の賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注6) 非自発的失業軽減特別交付金 保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注7) 20歳未満被保険者財政負担増特別交付金 20歳未満の被保険者が多いことによる財政への影響がある場合に交付される交付金

(注8) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料の減免措置に要した費用がある場合に交付される交付金

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
北海道	北斗市	特別調整交付金 (非自発的失業軽減特別交付金等)	平成 25～28	円 1300万	円 547万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたものなど
同	石狩郡 当別町	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金等)	25～28	531万	237万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど
同	亀田郡 七飯町	普通調整交付金	27	2億8886万	150万	調整対象収入額を過小に算定していたもの
同	網走郡 美幌町	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金)	25～28	732万	360万	賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
同	標津郡 標津町	特別調整交付金 (20歳未満被保険者財政負担増特別交付金)	25	858万	858万	一般被保険者の一人当たり基準総所得金額を過小に算定していたもの
千葉県	銚子市	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金)	26	606万	552万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
神奈川県	秦野市	普通調整交付金	28	5億2520万	1238万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
同	綾瀬市	特別調整交付金 (被扶養者減免特別交付金)	25、26	619万	200万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	足柄上郡 松田町	普通調整交付金	28	5378万	827万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
静岡県	静岡市	特別調整交付金 (非自発的失業軽減特別交付金等)	26～28	1億0531万	233万	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に算定していたものなど
同	伊豆市	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金)	26	142万	142万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
愛知県	名古屋市	特別調整交付金 (非自発的失業軽減特別交付金等)	28	1億1726万	476万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたものなど
同	犬山市	特別調整交付金 (非自発的失業軽減特別交付金)	28	380万	170万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
兵庫県	姫路市	特別調整交付金 (被扶養者減免特別交付金)	26～28	5174万	581万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	淡路市	特別調整交付金 (離職者減免特別交付金)	25～28	3846万	3846万	離職を原因とする保険料減免世帯に係る一般被保険者数等を過大に算定していたもの
鳥取県	八頭郡 若桜町	普通調整交付金	25	3482万	220万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
同	西伯郡 日吉津村	同	26	1846万	465万	同
同	西伯郡 大山町	同	27、28	2億7364万	691万	同
同	西伯郡 南部町	同	26	9451万	2036万	同

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
島根県	益田市	特別調整交付金 (結核・精神病特別交付金)	平成 28	3億0868万 円	456万 円	結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
同	安来市	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金)	26、28	276万	160万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
同	邑智郡 川本町	普通調整交付金、特別調整交付金 (結核・精神病特別交付金)	26～28	1億0058万	651万	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
大分県	別府市	普通調整交付金	25、27	28億5968万	3918万	調整対象需要額を過大に算定していたもの、調整対象収入額を過小に算定していたもの
鹿児島県	霧島市	特別調整交付金 (結核・精神病特別交付金)	25～28	57億6640万	3403万	結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
計	24交付先			106億9194万	2億2426万	